

## 「第3次山口市男女共同参画基本計画(案)」に対する御意見及びこれに対する市の考え方

1. 募集期間 令和5年2月14日(火)～令和5年3月16日(木・必着)

2. 意見提出者 3名

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
		※御意見の内容が不明なもの、計画のどの部分に対する御意見なのかわかりにくいもの、個人の特定につながる御意見等につきましては回答しておりません。
意見者1	日本の企業、特に地方は少人数の中小企業が多く長期の育休は難しい。保育園や幼稚園等子どもを預けるところを増やすことで女性が早く仕事に復帰でき男女共同参画につながると思う。	基本目標2「あらゆる分野で男女ともが活躍できる環境づくり」の中で、施策の方向性(6)「仕事と生活の調和の推進」に「家事・育児・介護支援の充実」という基本的施策をおき、男女ともに仕事と家事・子育て・介護等を両立できるような取組を推進します。具体的には、待機児童の早期解消とともに、保育ニーズを満たす提供体制の充実を図っていかうと考えております。
意見者2	2ページ「国際的な動き」は「第3次(案)」にどのように反映されているのか。	国際的な動き、国・県の動きを踏まえて、計画全体を策定しております。
	3ページ項目1「女性活躍推進法」の「情報公表」の結果を市としてどう対応しているのか。	「女性活躍推進法」は女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する事業主の責務等を定めたものであり、令和4年7月8日に男女の賃金格差を公表することで、組織内に存在するあらゆるジェンダー格差に気付き、是正するきっかけになるよう改正されました。本市は法令が順守され、男女間の処遇や賃金格差が是正されるように普及啓発に努めます。
	4ページ項目3、SDGsの観点「第3次(案)」に十分反映されているのか。	本計画におきましては、SDGsの目標5「ジェンダー平等の実現」をはじめ、SDGsの複数の目標に関連するものとして、各取組の推進を図ります。
	4ページ項目5、県の取り組み。一例「幸せ家族の法則」(令和4年12月発行)は、県の現状を踏まえ、解決策を考える材料を提供する冊子。意欲的。倣いたい。	今後とも参考とすべき冊子や資料があれば、啓発等に活用させていただこうと考えております。
	7ページ②「県よりは低く」の理由は何か。本市独自の政策の検証を今後の方策の提示を。	晩婚化・未婚化の進展が要因の一つと認識しております。本計画においては、基本目標2「あらゆる分野で男女ともが活躍できる環境づくり」、施策の方向性(6)「仕事と生活の調和の推進」の中で子育てをしながら活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。
	9ページ「後退」の理由は何か。下7、下3の旧目標値設定の根拠は何か。	令和3年度に実施した市民意識調査から、「男は仕事、女は家庭」という固定的役割分担意識は解消に向かっていることがうかがえますが、現実にはあらゆる場面において、個人の能力や資質に関係なく、性別によって役割や特性を固定的に捉える傾向が「やや強い」と感じている人が前回調査より増加しています。このことから男女共同参画意識の高まりにより、現実の社会をより厳しい目で見ることによって「男女共同参画が実現されていると思う市民の割合」は後退していると考えられます。「山口市防災会議に占める女性の割合」については、構成委員の所属する機関に職責に見合うふさわしい方の推薦をお願いした結果、女性の割合が後退しました。そのほかの項目については、コロナ過の影響による啓発事業の縮小や、情報発信が不十分であったことなどが主な要因ではないかと分析しております。また、旧目標値は当初値をもとに実現可能な目標値を設定しています。
	基本目標3、施策の方向性(9)、基本的施策③「発達段階に応じた性教育の推進」について、国際基準に基づき「包括的性教育」としたい。	基本目標3「男女ともに健康で安全・安心な暮らしづくり」、施策の方向性(9)「生涯を通じた健康増進の支援」の中の基本的施策③「発達段階に応じた性教育の推進」については、同様の御意見を山口市男女共同参画推進審議会にていただきました。現行の学習指導要領の内容を踏まえながら、計画(案)としました。
	「ジェンダーギャップ指数」はジェンダー平等の実現を目指すことによって改善される。「共同参画意識の醸成云々では伝わらないと私は思う。19ページコラムの説明も不十分。広報もかねてしっかり解説すべきではないか。	ジェンダー平等の実現のため、共同参画意識の醸成だけでなく、あらゆる分野における女性参画の促進にも力を注ぎます。ジェンダーギャップ指数のコラムについては、多くの人に理解していただきやすいように、基本的な説明を掲載しております。

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
	14ページ、センターの認知度の低さの理由と対策を示されたい。センターの充実した図書、講座の積極的利用策はないか。センターの現状と課題はどこで検証されているのか。18ページ「機能強化」の実現は、いつどのように？	コロナ過の影響による啓発事業の縮小や、情報発信が不十分であったことなどが主な要因ではないかと分析しております。今後、社会経済活動も緩和される方向で進んでいくものと考えており、新しい参加者を掘り起こしていくために、あらゆる地域の方が参加していただけるように、講座などの事業を地域交流センターや総合支所などゆめぼら以外の場所で開催したり、SNSの利用等もっと知っていただくための情報発信に取り組むなど、ゆめぼらを拠点として提供する講座・イベント・情報発信についても見直します。市民活動団体の交流拠点として様々な団体に活用していただけるよう機能強化に取り組めます。
	子ども向け・幼児向けのリーフレット作成の予定はないのか。	幼い時から家庭や学校で男女の平等について学ぶことのできるリーフレット等の作成についても検討します。
	19ページ、大学との連携で、市内3大学での関連授業実施の調査の実施と公表を	大学との連携による事業の実施は考えておりますが、関連授業実施の調査等については予定はありません。
	小中学生を対象とした啓発リーフレットとはどのリーフレットか	令和4年度は人権推進課が学校教育課と連携して作成した男女共同参画意識を啓発するリーフレットを、6月頃に小中学校に配布しました。
	21ページ 男女共同参画センターの図書やDVDの貸出の現状と課題は何か読書会等はやらないのか。	令和4年度は2月末時点で74点の貸出がありました。SNSの利用等、もっと知っていただくために、情報発信について見直します。
	23ページ 基本目標2の現状で、市民意識調査の「就労しない理由」についての回答で、「家族に小さい子どもがいるから」と回答した女性は22.2%というのは保育所不足が理由にあるのか。	令和3年度に実施した市民意識調査では、保育所不足は理由の1つに挙げられています。
	女性の非正規雇用率54.6%という現実に「第3次(案)」はどう踏み込んでいるのか。	基本目標2「あらゆる分野で男女ともが活躍できる環境づくり」の施策の方向性(5)「働く場における男女の活躍促進」に「男女の均等な雇用機会と待遇の確保」という基本的施策を置き、男女の均等な機会と待遇の確保のため、国や県と連携して、男女雇用機会均等法等の関係法令の周知や普及啓発、多様な働き方を実現するための取組への働きかけに努めます。
	家族経営協定はどれくらい実施するのか。数値目標があるか	県や関係団体と連携し、山口県の「第3次山口県農山漁村女性に関する中長期ビジョン」における「農山漁村男女のパートナーシップ指標(後期)」に取り組んでいます。具体的には「山口防府地域ともにきらめくチャレンジ指標」として、山口市・防府市の令和7年度目標として、家族経営協定の文書締結数73件を目指すこととしております。
	市民意識調査の行政に対して望むことに対して、行政はどう応えるのか	第3次男女共同参画基本計画の施策を展開していく中で庁内関係部局と連携して対応してまいります。
	38ページ、PTAのチラシの反応は	市内小中学校に配布したチラシを見たことで就任を迷っていた女性役員が会長を引き受けることとなったという事例があります。
	39ページ、DVと虐待とが深く関係していることは目黒区の事件で明らかになった。課題に言及しないのはなぜか	DV対策庁内連絡会議や、要保護児童対策地域協議会において関係部署や関係機関との連携強化を図っております。
	デートDVリーフレットの改定を。若者の反応はいかに。	リーフレットについては随時改定を行ってまいります。
	P42「男性に対しても相談窓口を設け、DV防止対策等につなげます。」について、専門性を備えた相談員の配置を希う。	男女が安心して暮らせる社会の実現を目指し、男性相談員による男性のための電話相談を、令和3年6月から開始しております。相談経験のある方をお願いをしており、1人でも多くの男性が相談によって心身の健康を回復できるように体制を整えてまいります。
	44ページ、民間支援団体は。47ページ民生委員・児童委員はどこまで機能？	民間支援団体とはDV被害者の支援等を行うNPO法人等です。民生委員・児童委員については、情報提供によりDV被害の潜在化を防ぐ役割があります。
	44ページ、併せて「権力と支配」の図を入れたい。DV支援を行う者は誰でも知るすぐれた図ゆえ。	この計画は市民向けとなるため、できるだけわかりやすい図にしています。
	計画の指標について、目標値はもっと高く設定し、目標達成への意欲と具体的取組に励む努力を期待する。	目標達成へ向け各課と連携しながら取り組んでまいります。
	審議会は基本計画策定に関わる作業を行っているので、第2次策定・公表以降の審議会会議録と委員名簿を掲載してはどうか	審議会の会議録と出席者はHPで公表しておりますので、そちらを御参照ください。

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
	「保育の質の確保」はどの程度達成できているのか。第三者評価はあるのか。市独自の対策あるのか	「保育の質の確保」に向けた達成度の把握(可視化)や第三者評価は今後の課題と考えております。なお、公立保育園では、年に一回保護者アンケートを行っています。市独自の対策としては、各園で実施する研修に加え、やまぐち子育て福祉総合センターで、幼稚園教諭・保育士に向けた様々な研修会や講座を実施しています。
意見者3	基本目標1, 2, 3について、基本目標が全て「環境づくり」という文言にしてあるが、環境づくりだけで男女共同参画の実現は不可能だと考える。例えば法制度が整備されていても現場で使われなければその法制度は画餅でしかない。目標はもっと具体的で成果が見えるものであるべきではないか。	計画(案)策定にあたり開かれた山口市男女共同参画推進審議会において、これまでの計画は「意識づくり」に留まっている状態で、もっと広げていくには「環境づくり」が重要であり、意識を変えるには然るべき環境が無いと意識は変えられないという御意見をいただき、このような目標としたところです。具体的な施策等は施策の方向性や基本的施策等で整理し、成果につきましては進捗状況を測る指標を定めております。
	基本目標1 すべての世代が男女共同参画の意義を理解するための環境づくりについて男女共同参画は人権の問題である。それは誰もがひとしく人として尊重されなくてはならないということである。意義すなわち意味や価値があるという以前に人権に関わる問題だから、無条件に取り組みねばならない。その大前提に立てば、「人権」という文言が基本目標のひとつに入るべきであると考え(第2次基本計画では基本目標1に入っていた)。	計画(案)策定にあたり開かれた山口市男女共同参画推進審議会において、「基本目標1, 2, 3全てに、『人権尊重にもとづく』というのは既にあるものだと考えられるので、その中のひとつだけに『人権』というのを掲げるのは適当でない」という御意見をいただき、すべての基本目標を設定しました。
	基本目標1 基本的施策①人権を尊重した取組の施策について 施策の内容がメディア・リテラシーに関する啓発と人権を尊重した表現の推進の2点だけではあまりにも不十分であると考え。とりわけ昨今のメディアにおける「炎上」などをみてもジェンダーに配慮がない表現に対してはメディアは敏感である。男女共同参画視点が欠けているのはメディアより地域の慣習やしがらみなのではないか。行政の広報・刊行物、ウェブサイト等における人権を尊重した表現については今改めて目標に掲げる必要があるか。	令和3年度の市民意識調査によると、固定的性別役割分担意識は解消に向かっている傾向にありますが、あらゆる場面において、性別によって役割や特性を固定的に捉える傾向が「やや強い」と感じている人が前回調査より増加しています。男女共同参画社会を実現させるために、日常的に接しているメディア等からの情報を正しく読み取ることや、そのような情報や固定的な社会通念・習慣・しきたりなどにより生まれるアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)に気付くことで、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる環境をつくってまいります。
	基本目標1 基本的施策②市民意識の醸成に向けた取組の推進について 各事業内容に男女共同参画センターからの情報発信や人材の育成、他にも男女共同参画に関する講座を実施する旨記載されているが、どのように推進していくのか。	男女共同参画推進にかかる事業については、多様な団体と新たな事業展開を図っていくことを想定しております。あらゆる世代の市民の皆様を巻き込んでいけるような業務パートナーの選定を事業やイベントごとに行う予定です。
	第5章 計画の指標 (3)山口市男女共同参画センターゆめぼぼらの認知度 について 市民意識調査の結果の推移をみれば、参画センターの認知度は5年前より落ち込んでいる。にもかかわらず、第3次計画の目標値は認知度が倍増する数値設定となっており、到底達成できないのではないか。	「男女共同参画センターゆめぼぼらの認知度」の向上につきましては、今後、社会経済活動も緩和される方向で進んでいくものと考えており、新しい参加者を掘り起こしていくために、講座などの事業を地域交流センターや総合支所などゆめぼぼら以外の場所で開催したり、SNSの利用等、ゆめぼぼらを拠点として提供する講座・イベント・情報発信についても見直してまいります。
	第5章 計画の指標 (17)市職員の育児休業取得率について 男性の育休取得率の目標値が現状のおよそ7倍に設定してあるが、現実離れしている。もう少し達成可能な数値を設定すべきではないか。	地方公務員の男性の育児休業取得率の目標値については、国の第5次男女共同参画基本計画において、令和7年に30%とされており、本市においても、令和7年に30%、さらに、本計画の目標年度となる令和9年には50%を目指し設定しました。現状値からみて、高い設定ですが、国においては、更なる引き上げも検討されており、本市といたしましても、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向けて職員一丸となって取り組んでまいります。